

平成23年度稲敷市農業委員会第6回総会

〔6月24日〕

-
- 日程 1 会議録署名議員の指名について
- 日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
- 日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
- 日程 4 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の権利移動届出について
- 日程 5 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について
- 日程 6 報告第5号 制限除外の農地の移動届出について
- 日程 7 報告第6号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について
- 日程 8 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移動の許可について
- 日程 9 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
- 日程 10 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について
- 日程 11 議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について
(利用権設定)
- 日程 12 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について
(利用権転貸)
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名議員の指名について
- 日程 2 報告第1号
- 日程 3 報告第2号
- 日程 4 報告第3号
- 日程 5 報告第4号
- 日程 6 報告第5号
- 日程 7 報告第6号
- 日程 8 議案第1号
- 日程 9 議案第2号
- 日程 10 議案第3号
- 日程 11 議案第4号
- 日程 12 議案第5号
-

出席委員

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|----|-------|
| 1番 | 井戸賀 | 吉男君 | 17番 | 澤邊 | 雅之君 |
| 2番 | 沖野谷 | 秀雄君 | 18番 | 宮本 | 善助君 |
| 3番 | 飯塚 | 幸一君 | 19番 | 村山 | 文雄君 |
| 4番 | 千勝 | 忠君 | 20番 | 坂本 | 一雄君 |
| 6番 | 川島 | 昇君 | 21番 | 山田 | 重一君 |
| 7番 | 高須 | 一郎君 | 22番 | 秋本 | 精一君 |
| 8番 | 篠崎 | 惣壽君 | 23番 | 横田 | 裕康君 |
| 9番 | 栗山 | 文雄君 | 24番 | 加納 | 昭君 |
| 10番 | 濱田 | 昭一君 | 26番 | 沼崎 | 享君 |
| 11番 | 吉岡 | 一仁君 | 27番 | 濱田 | 孟君 |
| 12番 | 横田 | 梯次君 | 28番 | 青宿 | 昌夫君 |
| 13番 | 内埜 | 新也君 | 29番 | 鈴木 | 重義君 |
| 14番 | 野口 | 隆雄君 | 30番 | 黒田 | 久良之進君 |
| 15番 | 篠崎 | 文夫君 | 31番 | 高城 | 貞雄君 |
| 16番 | 古澤 | 真和君 | 32番 | 根本 | 卓明君 |

欠席委員

| | | | | | |
|----|----|----|-----|----|-----|
| 5番 | 保科 | 進君 | 25番 | 松本 | 文雄君 |
|----|----|----|-----|----|-----|

出席説明員

| | | |
|-------------|-----|----|
| 農業委員会事務局長 | 森川 | 春樹 |
| 農業委員会事務局長補佐 | 永長 | 妥啓 |
| 農業委員会事務局係長 | 井戸賀 | 輝行 |
| 農業委員会事務局主査 | 高橋 | 渉 |

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

5月26日（木） 茨城県選出国會議員に対する災害支援、農業関係要請
午前 於 参議院議員会館

出席者 加納会長、森川事務局長

全国農業委員会会長大会

午後 於 日比谷公会堂

出席者 加納会長、森川事務局長

6月2日（木） 放棄地対策・さつまいも定植

於 稲敷市東大沼地先 圃場

出席者 農業委員25名、稲敷地域農業改良普及センター2名
農業委員会事務局4名、農政課2名

- 6月3日(金) 農業委員会県南連絡協議会役員会並びに監査会
於 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎
出席者 加納会長、森川事務局長
- 6月13日(月) 農業改良普及事業推進協議会監査
於 稲敷市東庁舎
出席者 加納会長
- 6月20日(月) 稲敷市地域担い手育成総合支援協議会総会
午前 於 稲敷市東庁舎
出席者 加納会長
稲敷地域農業改良普及事業推進協議会総会
午後 於 稲敷合同庁舎
出席者 加納会長
-

午後3時10分開会

○農業委員会事務局長(森川春樹君) それでは、ただいまから平成23年6月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。

これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(加納 昭君) それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は30名です。欠席は、5番保科委員、25番松本委員の2名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程1 会議録署名委員の指名について

○議長(加納 昭君) 最初に、会議録署名人の指名を行います。
お諮りいたします。

署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加納 昭君) 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は26番沼崎享委員、27番濱田孟委員、両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出 について

○議長（加納 昭君） それでは、審議に入ります。

報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、議案書の1ページをお開き願います。

報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番、甘田字西、田2筆、6,834平方メートルでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、所有権の移転を行うものでございます。

次に受理番号2番、八千石字八千石、田9筆、8,020平方メートルでございますが、これも同じく農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、所有権の移転を行うものでございます。

よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

日程3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出
について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、2ページをお開き願います。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

まず受理番号1番、浮島字池下ほか7地区、田13筆、畑9筆、計22筆、13,767平方メートルでございますが、平成23年4月14日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

次に受理番号2番、曲淵字北割、田4筆、3,119平方メートルでございますが、平成22年2月20日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

3ページをお開き願います。

受理番号3番、中山字曾根ほか2地区、田2筆、畑2筆、計4筆、6,349平方メートルでございますが、平成22年12月13日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得

者は、現在、委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

それから受理番号4番、中山字後畑、田3筆、3,734平方メートルでございますが、平成22年12月13日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

続きまして受理番号5番、羽賀字中ノ台ほか7地区、田5筆、畑14筆、計19筆、17,116平方メートルでございますが、平成22年8月13日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

次に4ページをお開き願います。

受理番号6番、橋向字細代ほか2地区、田25筆、畑2筆、計27筆、40,178平方メートルでございますが、平成22年5月7日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものです。

次に5ページをお開き願います。

受理番号7番、飯出字飯出ほか1地区、田4筆、畑3筆、計7筆、4,760平方メートルでございますが、平成23年5月6日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号8番、市崎字沼田ほか1地区、田2筆、計1,526平方メートルでございますが、平成2年1月26日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご承認をお願い申し上げます。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いたします。

日程4 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

○議長（加納 昭君） では続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出を議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは6ページをお開きいただきたいと思ます。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出についてでございます。

受理番号1番 下太田字池下、畑、1,006平方メートルでございますが、申請地は、会社建物に隣接しており、申請地を取得して、社員及び来客者の駐車場と資材置場として使用するものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

日程 5 報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の貸借権の合意解約通知についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 7 ページをお開き願います。

報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の貸借権の合意解約通知についてでございます。

受理番号 1 番 甘田字西、田 2 筆、6,834 平方メートルでございますが、申請地を耕作者へ売却するため、合意解約をするものでございます。

受理番号 2 番 甘田字宅地添、田 1 筆、989 平方メートルでございますが、耕作者が離農するため、合意解約を行うものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

日程 6 報告第 5 号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第 5 号 制限除外の農地の移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは 8 ページをお開きください。報告第 5 号 制限除外の農地の移動届出についてでございます。

受理番号 1 番、江戸崎字荒匂ほか 1 地区、田 5 筆、8,454 平方メートルでございますが、これは災害廃棄物の仮置き場として一時的に使用するもので、農地法施行規則第 32 条第 17 号に基づくものでございます。添付すべき必要書類等は、事務局で確認した結果、問題はないものであります。

受理番号 2 番、月出里字下林、畑 1 筆、80 平方メートルでございますが、畑に入る道路が狭隘のため、農作業用通路として使用するもので、農地法施行規則第 32 条第 1 号に基づくものでございます。なお、添付すべき必要書類等は、事務局で確認しました結果、問題はないものであります。

す。

受理番号3番、東大沼字谷畑、畑1筆、11平方メートルでございますが、これはKDDI株式会社が行う携帯電話の無線基地局として、コンクリート柱を設置するものでございます。なお、添付書類等は、事務局で確認をしました結果、農地法施行規則第53条第14号に該当しますので、問題はないものでございます。

よろしくご承認お願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程7 報告第6号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第6号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは9ページをお開き願います。報告第6号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会についてでございます。

受理番号1番、水戸地方裁判所龍ヶ崎支部より照会があったものでございます。下根本字吹上、田1筆、1,726平方メートルでございますが、5月23日、担当委員と事務局で現地調査を行いました。調査の結果、申請地は農地法の「農地」に該当いたしますので、「買受適格者証明」を要する旨回答いたしました。

よろしくご承認のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程8 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 10ページをお開き願います。

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定移転の許可についてでございます。売買による所有権移転9件、交換による所有権移転2件の計11件でございます。

受理番号1番、甘田字西、田2筆、計6,834平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営の規模拡大を目的に取得するものでございます。5月16日に、農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。

受人は主に水稻とシクラメンを作付している農家で、農業経営面積は 333 アール、農業従事日数は 300 日でございます。

所有の農地について、休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですが、トラクター 1 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台、乾燥機 1 台、農業用トラック 1 台を所有しております。

以上、調査の結果、報告書のとおり、農地法第 3 条の 2 項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものであり、問題ないものであります。

なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号 2 番、八千石字八千石、田 9 筆、計 8,020 平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営の規模拡大を目的に取得するものでございます。5 月 30 日に、農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。

受人は主に水稻を作付している農家で、農業経営面積は 416 アール、農業従事日数は 180 日でございます。

所有の農地について、休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですが、トラクター 1 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台、乾燥機 2 台を所有しております。

以上、調査の結果、報告書のとおり、農地法第 3 条の 2 項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものであり、問題ないものであります。

なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号 3 番、寺内字門前ほか 1 地区、畑 4 筆、田 2 筆、計 6 筆、計 2,559 平方メートルについてでございますが、渡人が農地法第 5 条の転用目的で譲り受けましたが、転用されないまま計画が中止となった農地であります。今回、渡人は耕作放棄地となっている農地を農業経営者に譲渡するものであります。受人は建設会社を営んでいる農業者で、長期間放棄されていた申請地を建設機械等を使い、耕作できるよう整備するものであります。耕作までの計画書も提出されており、建設会社で発生するウッドチップを利用し、ブルーベリーを栽培する予定であります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第 3 条の 2 項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号 4 番、浮島字妙岐、田 2 筆、計 2,994 平方メートルについてでございますが、渡人は農業経営をしておらず、兄である受人と相対で賃借していたものを譲渡するものであります。受人は耕作中の農地を弟より譲り受けるものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第 3 条の 2 項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

11 ページをお開き願います。

受理番号 5 番、甘田字後田ほか 2 地区、田 10 筆、畑 2 筆、計 12 筆、計 4,786 平方メートルについてでございますが、渡人は高齢により離農し、農地を親類に譲渡するものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第 3 条の 2 項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号6番、太田字小谷原ほか1地区、田2筆、計7,048平方メートルについてでございますが、渡人は資金が必要なため譲渡するものであります。受人は渡人の要望により農地を買い受けるものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号7番、押砂字下野、田1筆、計1,999平方メートルについてでございますが、渡人は相続財産法人であるので管理清算のために譲渡するものであります。受人は管理人からの要望により規模拡大を目的として買い受けるものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

12ページをお開き願います。

受理番号8番、押砂字下野、田2筆、計3,998平方メートルについてでございますが、渡人は相続財産法人であるので管理清算のために譲渡するものであります。受人は管理人からの要望により規模拡大を目的として買い受けるものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号9番、月出里字花指、田2筆、畑2筆、計4筆、計7,756平方メートルについてでございますが、渡人が農地法第5条の転用目的で譲り受けましたが、転用されないまま計画が中止となった農地であります。今回、渡人は農地を農業経営者に譲渡するものであります。受人は建設会社を営んでいる農業者で、長期間放棄されていた農地を建設機械等を使い、耕作できるよう整備するものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号10番、稲波字東区、田1筆、計500平方メートルについてでございますが、受人と渡人は親戚同士で作業効率を上げるために農地を交換するものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号11番、江戸崎字須崎、堤（現況・田）1筆、計516平方メートルについてでございますが、受人と渡人は親戚同士で作業効率を上げるために農地を交換するものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

以上で、議案第1号の受理番号1番から11番の説明を終わります。よろしく、ご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま、事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。まず、受理番号1番から4番までを事務局より報告を願います。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 受理番号1番、2番については、議案説明の中で述べておりますので、調査報告を省略させていただきます。

受理番号3番について、受人・渡人ともに市外のため、事務局で調査しました結果を報告いたします。

6月21日に、受人宅で確認をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は主に野菜、ブルーベリーを作付している農業者で農業経営面積は119アール、農業従事日数は100日です。所有の農地について、田が周辺農地も含めて耕作放棄地となっており、現状では耕作が難しい状態となっております。今後は、客土等を行い、なるべく早く農地としての機能を回復させる予定であります。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、トラック1台、ウッドチップを作成する移動式大型シュレッダー1台を所有しております。

以上、調査の結果、受人となる許可要件を満たしており、問題ないものと考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

受理番号4番について、受人・渡人ともに市外のため、事務局で調査しました結果を報告いたします。

6月21日に、受人宅で確認をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。

受人は主に水稻、野菜を作付している農業者で農業経営面積は101アール、農業従事日数は150日です。所有の農地について、休耕地はなく違反転用地もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。

以上、調査の結果、受人となる許可要件を満たしており、問題ないものと考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、次に受理番号5番を高城委員より報告願います。

○31番（高城貞雄君） 31番高城です。受理番号5番についてご報告いたします。

去る6月19日に、渡人と受人に確認をいたしました。双方とも申請内容に間違いがないことを確認いたしました。また、受人は主に水稻を作付している認定農業者です。農業経営面積は207アール、農業従事日数は260日です。所有の農地について、休耕地はなく、違反転用地もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター5台、コンバイン2台、田植機2台、乾燥機5台を所有しています。以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、次に受理番号6番を千勝委員より報告願います。

○4番（千勝 忠君） 4番千勝です。受理番号6番について報告します。

6月17日に、渡人と受人に確認いたしました。双方とも申請内容に問題がないことを確認いたしました。また、受人は主に水稻を作付している認定農業者で、農業経営面積は868アールです。農業従事日数は150日です。所有の農地について、休耕地はなく違反転用地もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しています。以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、次に受理番号7番から8番を根本委員より報告願います。

○32番（根本卓明君） 32番根本です。受理番号7番、8番について報告いたします。

双方とも6月19日に、渡人と受人に確認をしました。双方とも申請内容に間違いがないことを確

認しました。まず、受理番号7番ですが、受人は、水稻、小菊を作付している農業者で、農業経営面積は112アール、農業従事日数は60日です。所有の農地について、休耕地はなく違反転用地もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、田植機1台、その他として耕運機1台を所有しています。コンバイン、乾燥機等はありませんが、委託をしておりますので、コンバイン、乾燥機は所有していません。

それから受理番号8番についてですが、受人は、水稻、麦、ネギを作付している認定農業者で、農業経営面積は334アール、農作業従事日数は330日です。所有の農地について、休耕地はなく違反転用地もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機2台を所有しています。

以上、受理番号7番、8番、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、では次に受理番号9番から11番を村山委員より報告願います。

○19番（村山文雄君） 19番村山です。受理番号9番から11番までについて、調査委員である松本委員が欠席のため代わって報告いたします。

まず、受理番号9番について報告いたします。6月18日に、渡人と受人に確認をしました。両方とも申請内容に間違いがないことを確認いたしました。また、受人は主に水稻を栽培している農業者で、農業経営面積は755アール、農業従事日数は150日であります。所有の農地については、休耕地はなく違反転用もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機2台を所有しています。以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題ないものであります。

続いて、受理番号10番について報告いたします。6月18日に、渡人と受人に確認いたしました。双方とも申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を作付している農業者で、農業経営面積は74アール、農作業従事日数は100日でございます。所有の農地について、休耕地もなく違反転用もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しております。以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。

続いて、受理番号11番について報告いたします。6月18日に、渡人と受人に確認をしました。双方とも申請内容に間違いがないことを確認いたしました。また、受人は主に水稻を栽培している農業者で、農業経営面積は493アール、農作業従事日数は70日でございます。所有の農地について、休耕地はなく違反転用もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しております。以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。以上、調査報告を終わります。

○議長（加納 昭君） これで調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

○6番（川島 昇委員） 基本的に賛成なのですが、農林振興公社を通して売買する場合の買い

上げ価格はいくらになりますか。

○農業委員会事務局長補佐（永長妥啓君） 特に、農林振興公社の買い上げ価格というものはないのですが、現在、公社を通じて売買している平均価格は50万円くらいです。安値安定していますので、農業委員会としてはもう少し高くなってほしい面はあると思いますが…。

○6番（川島 昇委員） 振興公社も50万円くらいなんですか。市場価格は安いですが、振興公社を通じた場合は、高いのかと聞かれたものですから。市場価格と一緒になんですか。

○農業委員会事務局長補佐（永長妥啓君） そうですね。

○6番（川島 昇委員） そうですか。わかりました。

○議長（加納 昭君） ほかは質疑ありませんか。ほかはないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決いたします。

本案は申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程9 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を願います。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 13ページをお開き願います。議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてでございます

受理番号1番、西代字下手、畑2筆、計153平方メートルについてでございますが、申請人は釣り用の駐車場として利用するものであります。申請地周辺には駐車場が無く、道路も狭く転回もできない場所です。釣り人の路上駐車が多く、安全に釣りを楽しめるように当該地を駐車場として利用するものであります。

申請地は都市計画非線引き区域で、農振農用地区外であり、土地改良区域外でございます。雨水の排水計画は自然浸透式となっております。

農地区分は第2種農地に該当、立地基準は第2種例外規定の許可基準に該当、一般基準は満たされている、と判断しました。

6月21日に調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり、農地法第4条第2項の各号に該当しないものであり、農地転用許可基準を満た

しているものと考えられます。

受理番号2番、西代字南田、畑1筆、146平方メートルについてでございますが、申請人の自己住宅の駐車場及び進入路として利用するものであります。現在の敷地は接道が無く、十分な駐車スペースもとれない形状のため、住宅と道路の間にある農地を利用するものであります。

申請地は都市計画非線引き区域で、農振農用地区外であり、土地改良区域外でございます。雨水の排水計画は自然浸透式となっております。

農地区分は第1種農地に該当、立地基準は第1種例外規定の許可基準に該当、一般基準は満たされている、と判断しました。

6月21日に調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり、農地法第4条第2項の各号に該当しないものであり、農地転用許可基準を満たしているものと考えられます。

以上で議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でしたが、調査委員の報告をお願いいたします。受理番号1番から2番を野口委員お願いします。

○14番（野口隆雄君） 14番野口です。受理番号1番、2番について報告します。

まず1番ですが、去る21日、保科委員と事務局で申請書類等の審査及び現地調査を行いました。

調査の結果、事務局の説明のとおり間違いはなく、駐車場として利用するもので、申請地は、周辺農地に迷惑がかからないことから、問題はないと思われま。また、添付書類等を確認いたしましたが、問題はありませんでした。

続いて2番について報告します。21日、保科委員と事務局で申請書類等の審査及び現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明のとおり間違いはなく、自己住宅駐車場及び進入路として利用するもので、申請地は、周辺農地に迷惑がかからないことから、問題はないものと思われま。また、添付書類等を確認いたしましたが、問題はありませんでした。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めま。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めま。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを採決します。

本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めま。

よって、本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 10 議案第 3 号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第 4 号 現況証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

高橋主査。

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君） 14 ページをお開き願います。

議案第 3 号 現況証明願に対する証明書の交付についてでございます。転用事実証明書の交付 3 件、非農地証明書の交付 2 件でございます。

受理番号 1 番、月出里字下林、畑 1 筆、80 平方メートルについての登記地目変更の為の転用事実証明書の交付でございます。平成 23 年 5 月 23 日、農地法施工規則第 32 条第 1 号、農作業用通路で受理しております。

受理番号 2 番、結佐字流作、田 5 筆、559 平方メートルについての登記地目変更の為の転用事実証明書の交付でございます。平成 4 年 1 月 24 日付、南総農政指令第 16 号、事務所・社宅・駐車場・資材置場で許可を受けております。

受理番号 3 番、結佐字流作、田 4 筆、1,006 平方メートルについての登記地目変更の為の転用事実証明書の交付でございます。平成 4 年 7 月 16 日付、南総農政指令第 110 号、倉庫及び駐車場で許可を受けております。

受理番号 4 番、西代字南田、畑 1 筆、52 平方メートルについての登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。昭和 47 年頃から宅地の一部として利用されており 39 年が経過しています。なお、撮影年月日、昭和 58 年 5 月 19 日の国土地理院の空中写真証明書の添付と始末書が提出されています。

受理番号 5 番、本新、田 1 筆、1,236 平方メートルについての登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。昭和 34 年から宅地として利用され、木造 2 階建住宅 151 平方メートル及び木造倉庫 108 平方メートル等が建築されています。なお、撮影年月日、昭和 63 年 10 月 14 日の国土地理院の空中写真証明書の添付と始末書が提出されています。議案書の備考欄には、昭和 23 年と表記してしまいました。申し訳ありませんが訂正をお願いします。

以上で、議案第 3 号の説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君） 事務局の説明でございましたが、調査員の調査報告をお願いいたします。受理番号 1 番を栗山委員より報告願います。

○9 番（栗山文雄君） 9 番栗山です。

受理番号 1 番について、去る 22 日、篠崎委員、青宿委員、横田委員と事務局で、申請書類等の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明通りで間違いはなく、農作業用通路として目的通り転用されております。また添付書類を確認しましたが問題ありませんでした。よろしくご審議の方をお願いします。

○議長（加納 昭君） 受理番号 2 番、3 番を私、加納より報告いたします。

受理番号 2 番、3 番について、去る 21 日、保科委員と野口委員、黒田久良之進委員と事務局

で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明通り、間違いなく、事務所、社宅、資材置場、駐車場、倉庫として、目的通り転用されております。また添付書類を確認しましたが問題ありませんでした。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君） 次に受理番号4から5番を野口委員よりお願いいたします。

○14番（野口隆雄君） 14番野口です。受理番号4番、5番について説明いたします。

受理番号4番について、去る21日、保科委員と加納委員、黒田委員と事務局で申請書類の審査及び現地調査を行いました。

調査の結果、事務局の説明のどおりで間違いなく、20年以上前より住宅の敷地として利用されており、昭和58年5月19日撮影の国土地理院発行の空中写真証明書で確認しました。申請地は、周辺農地に迷惑がかからないことから、問題はないと思われれます。また、添付書類等を確認いたしましたが、問題はありませんでした。

続きまして、受理番号5番について、去る21日、保科委員と加納委員、黒田委員、事務局で申請書類の審査及び現地調査を行いました。

調査の結果、事務局の説明のどおりで間違いはなく、昭和34年頃より自宅の敷地として利用されており、昭和63年10月14日撮影の国土地理院発行の空中写真証明書で確認しました。申請地は、周辺農地に迷惑がかからないことから、問題はないと思われれます。また、添付書類等を確認いたしましたが、問題はありませんでした。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付についてを採決します。本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程 1 1 議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

永長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（永長妥啓君） それでは、15ページをお開き願います。

議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定（利用権設定）についてでございます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が11件、59筆、11万6,446平方メートル、再設定が4件、19筆、3万0,106平方メートル、新規設定と再設定、合わせて15件、78筆、14万6,552平方メートルについての利用権設定でございます。

受理番号1番、羽生字羽生、田5筆、計1万0,595平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的は稲、期間10年、小作料10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者は、水稻、レンコンを作付する認定農業者で、耕作面積は1896アールです。年間農作業従事日数は200日となっています。

受理番号2番、下馬渡字池田ほか3地区、田5筆、計1万6,935平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的は稲、期間10年、小作料10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者は、受理番号1番と同じ認定農業者の方でございます。

16ページをお開き願います。

受理番号3番、浮島字池端ほか2地区、田11筆、畑7筆、計18筆、9,975平方メートルについてでございますが、こちらは新規設定で、利用目的は稲、期間6年、小作料は場所によって異なりますが、概ね10アール当たり玄米1俵でございます。1筆が0.5俵、1筆については2俵となっています。設定を受ける者は、水稻を作付する認定農業者で、経営面積は493アール、年間300日農作業に従事しているとのことであります。

受理番号4番、本新、田1筆、畑1筆、計2筆、1万6,462平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的は稲、期間5年、小作料は、10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者は、水稻を作付する認定農業者で、経営面積は1652アール、年間200日農業に従事しています。

受理番号5番、結佐字下結佐、田3筆、計3,965平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的は稲、期間3年、小作料は、10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、水稻を作付する認定農業者で、経営面積は267アール、年間農作業従事日数200日です。

17ページをお開き願います。

受理番号6番、八筋川字ト杭ほか1地区、田6筆、計2万1,459平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的は稲、期間6年、小作料は、10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者は、水稻を作付する市外の農業者で、経営面積269アール、年間農業従事日数180日です。

受理番号7番、上根本字中野原ほか1地区、田2筆、計3,662平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的は稲、期間が6年、小作料は10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者は、水稻を作付する認定農業者で、経営面積は415アール、年間農業従事日数250日です。

受理番号8番、上根本字川向ほか1地区、田2筆、計6,375平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的は稲、期間6年、小作料は、10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者は、受理番号7番と同一の方であります。

受理番号9番、上根本字別府下ほか2地区、田4筆、計6,561平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的は稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者は、こちらにつきましても受理番号7番、8番と同一の方です。

受理番号10番、福田字新地ほか1地区、田6筆、計9,897平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的は稲、期間6年、小作料は10アール当たり玄米3俵でございます。設定を受ける者は、水稻を作付する認定農業者で、経営面積473アール、年間農業従事日数は200日です。

続きまして、18ページをお開き願います。

受理番号11番、柴崎字瀬々沼ほか3地区、田6筆、計1万0,560平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的は稲、期間10年、小作料は、10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、水稻を作付する認定農業者で、経営面積1602アール、年間農業従事日数は250日です。

受理番号12番、駒塚字中田、田3筆、計9,078平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的は稲、期間10年、小作料は、10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者は、受理番号11番と同一の方です。

受理番号13番、結佐字流作、田6筆、計1万3,572平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的は稲、期間10年、小作料は10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者は、水稻を作付する市外の農業者の方で、経営面積365アール、年間農業従事日数が200日でございます。

受理番号14番、下須田字六反、田7筆、計4,416平方メートルについてでございますが、こちらにつきましても再設定で、利用目的は稲、期間10年、小作料は、10アール当たり現金2万5千円です。設定を受ける者は、水稻を作付する農業者で、経営面積302アール、年間農業従事日数が200日です。

受理番号15番、柏木字柏木、田3筆、計3,040平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的は稲、期間10年、小作料は、10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者は、主に水稻を作付する認定農業者の方で、経営面積672アール、年間農業従事日数が220日でございます。

以上、受理番号1番から15番までいずれも、設定を受けるものは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより、議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を採決いたします。

本案は申請のとおり意見決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり意見決定いたしました。

日程 1 2 議案第 5 号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について
(利用権転貸)

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第 5 号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）を議題といたします。

説明を願います。

永長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（永長妥啓君） それでは、19ページをお開き願います。

議案第 5 号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定（利用権転貸）についてでございます。

本件につきましては、こちらも農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、設定をするものから農地利用集積円滑化団体がいったん設定を受け、さらに転貸することにより別の方が借り受け耕作するものです。新規設定1件、1筆、882平方メートル、再設定1件、2筆、1万3,117平方メートル、合わせて2件、3筆、1万3,999平方メートルについての利用権設定・転貸でございます。

まず、受理番号1番、須賀津字須賀津、田2筆、計1万3,117平方メートルについてでございますが、こちらにつきましては再設定で、利用目的は稲、期間3年、小作料は10アール当たり現金2万2千円です。稲敷市農業公社がいったん設定を受け、同一条件で転貸するものです。転貸を受けるものは、主に水稻を作付する認定農業者で、経営面積662アール、年間農作業従事日数200日です。

受理番号2番、境島字川脇、田1筆、882平方メートルについてでございますが、こちらにつきましては新規設定で、利用目的は稲、期間3年、小作料は、10アール当たり現金2万3千円です。こちらにつきましても稲敷市農業公社がいったん設定を受け、同一条件で転貸するものです。転貸を受けるものは、主に水稻を作付する認定農業者で、経営面積313アール、年間農業従事日数100日です。

以上、受理番号1番、2番、いずれも、転貸を受ける者は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより、議案第 5 号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）を採決いたします。

本案は申請のとおり意見決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり意見決定いたしました。

○議長（加納 昭君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、平成23年6月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後4時14分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する

議 長 加 納 昭 ⑩

26番委員 沼 崎 享 ⑩

27番委員 濱 田 孟 ⑩